

## 新白岡駅東口交番北側広場の利用における遵守事項について

令和 7 年 2 月 6 日市長決裁

令和 7 年 4 月 1 0 日市長決裁

新白岡駅東口交番北側広場を管理する上で必要があるため、白岡市新白岡駅東口交番北側広場の設置及び管理に関する条例第 8 条の規定に基づき、次のとおり遵守事項を定め、利用者に対して提示するものです。

### 1 設置目的等

新白岡駅東口交番北側広場（以下「広場」という。）は、白岡市新白岡駅東口交番北側広場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき設置します。

広場内で行為を行う場合は、条例に基づき広場管理者の許可を得る必要があります。

### 2 行為許可

#### (1) 対象行為（条例第 4 条）

- ・ 露天商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- ・ 業として写真、映画等を撮影すること。
- ・ 興行を行うこと。
- ・ 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- ・ イベント、防災訓練等において、火気を使用すること。
- ・ 球技をすること。

※ 許可条件としては、広場外にボールが飛び出さないような対策が必要です。また、バスケットボールのドリブルなど大きな音や振動が生じるものは禁止します。

- ・ 貼り紙又は貼り札を表示すること。
- ・ 車両を乗り入れ又は留め置くこと。

#### (2) 行為許可の日数等

市主催事業の実施日や広場メンテナンス時を除く、毎月5日間を上限とします。なお、複数日にわたり継続して行為を行う場合は、連続5日間を上限とします。

(3) 使用時間

午前9時から午後8時まで

※ 使用時間には、準備、片付け及びゴミ清掃等を含めます。

(4) 利用料

無料 ※今後、利用状況を把握し、有料とすることを検討します。

(5) 付帯設備

付帯設備	備考
電源設備（コンセント）	広場内2箇所（1箇所各2穴） ※1箇所20A×100V＝2,000Wまで

※ 広場内に設置されている掲示板の利用は、白岡市新白岡駅東口交番北側広場掲示板管理要綱第5条に基づき、別途申請が必要です。

(6) 適用除外

「3 行為者の資格要件」で定める(1ア)及びイ)の団体については、上記(2)行為許可の日数等の制限はありません。

3 行為許可対象者の資格要件

行為許可の対象者は、広場設置の目的に沿った活動をする団体（法人等含む）で、次の要件を全て満たす者としします。

(1) 次のいずれかの団体であること。

ア 市と新白岡駅周辺地域におけるまちの賑わいづくり等の推進に関する協定を締結している団体

イ 行政区及び白岡ニュータウン自治会

ウ 広場内で行うイベントにおいて3件以上の出店を行う団体

(2) 現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者

- エ 暴力団準構成員
- オ 暴力団関係企業
- カ 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ
- キ 特殊知能暴力集団
- ク その他前各号に準ずる者

(3) 現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないこと。

- ア 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
- イ 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- オ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(4) 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。

- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて白岡市の信用を毀損し、又は白岡市の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為

(5) 物品、飲食物その他を販売する場合は、必要な許可及び資格を有すること。

例) 飲食物を販売品目とする場合

食品衛生責任者又は食品衛生責任者の資格と見なされる資格（調理師等）、自動車による食品営業に係る営業許可（調理・製造・販売の埼玉県内での許可）、等

#### 4 申請（申込）手続き

(1) 提出書類（条例施行規則に基づく申請書）

- ・許可申請 広場内行為許可申請書 様式第1号 1部
- ・変更申請 広場内行為変更許可申請書 様式第2号 1部

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※ 提出された書類は返却しません。

(2) 提出先

市役所開庁時間内に街づくり課窓口へ提出してください。

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受付開始日

行為実施日の180日前から申請を受け付けます。

(4) その他

- ・提出された申請書等の内容について、ヒアリングを行う場合があります。
- ・行為に関する質問は、広場管理者にお問い合わせください。
- ・行為申込書等の提出書類に記載された個人情報、白岡市情報公開条例に基づき取り扱います。

5 許可手続き

(1) 許可方法

申請書提出後、内容を精査した上で適当と認めた場合に許可を決定し「広場内行為許可証」（以下「許可証」という。）を発行します。

他団体等の利用許可の状況により、希望に添えない場合があります。

(2) 許可証の交付

広場管理者による許可証の発行をもって行為許可が成立したものとします。

許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、窓口で許可証の交付を受けてください。

(3) 許可証の提示

行為者が広場を利用する際は、広場管理者からの求めがあった場合に提示できるように、常に許可証を所持してください。

(4) 許可（行為）の取消し

虚偽の申請や条例等の定めを守らない、又は違反が発覚した場合、広場管理者は許可を取り消すことがあります。

許可の取り消しにより行為者が損失を受けることがあっても、広場管理者はその補償の責めを負いません。

## 6 注意事項等

### (1) 行為時の注意事項

- ・ 行為の実施に当たっては、必ず広場管理者の指示に従ってください。
- ・ 申請時に提出する行為許可申込書に記載した内容以外の活動はできません。
- ・ 本許可は広場外での行為実施を認めるものではありません。広場外での活動を希望する場合は別途施設管理者の許可を得てください。
- ・ 音響設備を使用する際は、周辺住宅への影響を考慮し、最小限の使用としてください。
- ・ 自家用発電機等の使用は最小限とし、行為者が消防への届出を行ってください。また、行為実施時には安全面への配慮を徹底するほか、防音対策を行ってください。
- ・ 行為者は、設営及び撤去時には必ず安全を確保し、事故等の防止に十分留意してください。
- ・ 行為者が広場内にテントや案内板等を設置する場合、風で飛散・転倒することがないように確実に固定し、広場外にはみ出すような展示装飾は行わないでください。
- ・ 複数日にわたる継続行為であっても、広場内におけるいたずらや事故防止のため、車両や商品等を置き去りにすることは禁止します。行為者の退場時には必ず撤去及び退場してください。

### (2) 車両移動の注意事項

- ・ 広場への車両の出入りについては、広場管理者の指示に従ってください。
- ・ 広場内を車両で移動する際は、車両の走行時にハザードランプを点灯し、速度は5 km/h以下で走行してください。また、人工芝を保護するため、車両を方向転換する位置及び車両を据え置く位置に広場内にある養生板を設置してください。
- ・ イベント等の開催時間中は広場内での車両の移動を行わないでください。やむを得ず時間内の車両の移動等が必要な場合は、誘導者をつける等により安全を確保するほか、来場者の通行を最優先としてください。
- ・ 広場に隣接する歩道には、絶対に車両の乗り入れはしないでください。車両の乗り入れが原因の破損等が発見された場合は、原因者の負担において現状復旧していただきます。

(3) ごみ等の処理

- ・ 行為者は、排出するごみや油等を分別して適切に処理してください。
- ・ 行為者は、出店位置の近くに購入者用ごみ箱や残汁、油等の回収容器を見やすく設置し、購入者に対してごみの適切な処理を促してください。
- ・ 行為者は、発生したごみや残汁、油等を持ち帰り、適切に処分してください。なお、残汁や油等を側溝等に廃棄することは禁止します。
- ・ 行為者は、出店位置及びその周辺を常に清掃し、清潔に保つことで来場者が快適に過ごせるよう努めてください。
- ・ 退場時は、広場内を清掃してください。

(4) 衛生管理等の対応

- ・ 行為者は、衛生管理を徹底し、販売する商品の品質を確保してください。
- ・ 飲食物を販売品目とする場合、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- ・ 食中毒等の予防のため保健所による改善指導が行われた場合、保健所の指示に従ってください。
- ・ 保健所等の営業許可申請等については、行為者が行うこととします。また、販売等にかかる関係法令（消防法、食品衛生法等）を遵守してください。
- ・ アレルギー表示の義務は、行為者の判断で来場者への配慮を行ってください（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に留意し、必要に応じて消毒液の設置等の感染防止対策を徹底してください。

(5) 広場設備の利用

- ・ コンセント、その他設備の使用を希望する場合は、事前に広場管理者に相談のうえ、申請書に記載して許可を得てください。

(6) 市の事業等への協力

- ・ 市が広報活動や事業（イベント参加者へのアンケート配布・回収や行為者へのアンケート提出等）を臨時的に実施する際は、御協力をお願いします。

(7) 荒天等の対応

- ・ 強風や積雪等の荒天が予想される場合や、自然災害（地震等）、その他不可抗力の要因により、広場管理者の判断で事前に行為中止を指示する場合があります。

あります。

- ・ 行為中に前述の荒天や自然災害が発生した場合について、広場管理者の判断で行為中止を指示する場合があります。
- ・ 前述の荒天や自然災害が発生した場合の行為中止指示により行為者が損失を受けることがあっても、広場管理者はその補償の責めを負いません。
- ・ 天候や自然災害、その他不可抗力の要因により、行為者の物品等が汚損・破損した場合において、広場管理者は一切その責任を負いません。

(8) その他の遵守事項

- ・ 広場内は禁煙です。
- ・ 騒音や振動、臭気の発生する行為について、周辺への影響が著しいと認められるものは禁止します。
- ・ 行為の許可内容とは関係のない広告等は禁止します。
- ・ 許可の譲渡、許可内容にない出店等は禁止します。
- ・ 駐車場及び駐輪場はありません。行為者及び行為関係者の車両の駐車場所は、必要に応じて、周辺の民間駐車場を利用するなど、行為者の責任により確保してください。
- ・ 周辺道路への路上駐車は認めません。
- ・ 場内の施設や設備を汚損・破損した場合は、広場管理者と協議した上で、行為者の責任で原状回復を行ってください。
- ・ 行為者は、必ず行為に係る賠償保険に加入してください。
- ・ 行為に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、行為者が一切の賠償の責を負うこととします。
- ・ 行為による事故や苦情等のトラブルは、行為者の責任において誠意をもって迅速に対応し、その内容を広場管理者に報告してください。
- ・ 行為による事故や苦情等のトラブルについて、広場管理者は一切その責務を負いません。
- ・ その他関連法令を遵守してください。
- ・ その他不明な点については、広場管理者と協議してください。
- ・ 遵守事項は随時更新等を行うため、申請等に当たっては最新の内容を確認してください。